

死亡したときの手続き

区役所等で行う主な手続きをご案内します。
このほかに手続きが必要な場合もあります。

豊平区役所（豊平区平岸 6-10）
TEL 822-2400 FAX 813-3603
HP <http://www.city.sapporo.jp/toyohira/>

戸籍の手続き

□ 死亡届の提出（死亡したことを知った日から7日以内）

〔持ち物〕 死亡診断書、届出する方（親族等）の印鑑

※ 夜間・休日は区役所北側日直室でお預かりします。事務処理は翌開庁日以降です。午前8時45分～午後5時15分は火葬許可証を即日交付できますが、それ以外の時間帯は翌開庁日以降の交付となります。

※ 死亡した方の住民票（除票）・戸籍証明はできあがるまで数日かかります。

1階①番

戸籍住民課 戸籍係

〈以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は、忘れずに手続きしましょう。〉

印鑑登録のこと

□ 印鑑登録証をお持ちだった方

印鑑登録証の返還

1階③～⑧番

戸籍住民課 住民記録係

※ 死亡届を提出すると、印鑑登録は自動的に廃止され、印鑑登録証は使用できなくなります。登録証は廃棄するかお返しく下さい。

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療のこと

□ 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証をお持ちだった方

被保険者証の返還

□ 国民健康保険・後期高齢者医療加入者が亡くなった場合の葬祭を行った方（喪主・施主）

葬祭費の申請

〔持ち物〕 葬儀の領収書または会葬はがき、喪主または施主の口座番号が分かるもの、印鑑

□ 高額な医療費を支払った方

高額療養費が支給される場合があります

1階⑭番

保険年金課 給付係

※ 下記以外の国民年金・厚生年金を受給している方は、[ねんきんダイヤル](http://www.nenkin-dial.jp/)（TEL 0570-05-1165）へ。

※ 共済組合から年金を受給している方は、共済組合へ。

国民年金のこと

□ 国民年金の死亡一時金・遺族基礎年金・寡婦年金の請求をされる方

死亡一時金・年金の請求

1階⑮番

保険年金課 年金係

□ 老齢福祉年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金を受給していた方

死亡の届出

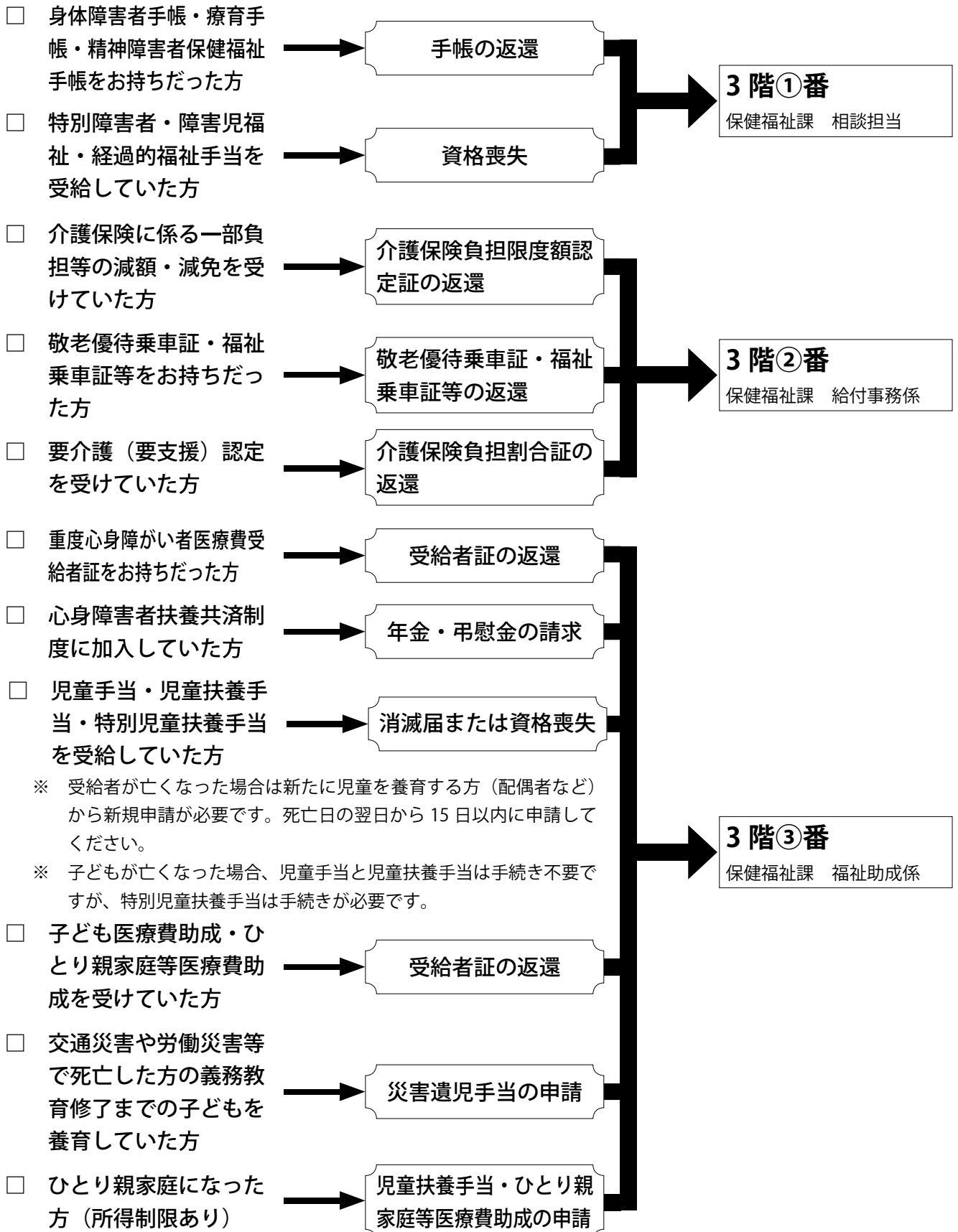
1階⑮番

保険年金課 年金係

□ 特別障害給付金を受給していた方

死亡の届出

保健福祉の手続き



- 外国人高齢者福祉手当を受給していた方 → **資格喪失** → **3階④番**
保健福祉課 地域福祉係
- 外国人障害者福祉手当を受給していた方 → **資格喪失** → **3階①番**
保健福祉課 相談担当
- 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちだった方 → **受給者証の返還** → **3階⑦番**
健康・子ども課 保健予防係
- 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちだった方 → **受給者証の返還** → **3階⑧番**
健康・子ども課 健やか推進係

飼い犬のこと

- 犬を飼っていた方 → **登録変更届** → **3階⑩番**
健康・子ども課 生活衛生係
または動物管理センター
(西区八軒9東5 TEL 736-6134)

区役所以外での手続き

市税の手続き

- 不動産登記をしている土地・家屋を持つた方 → **相続登記の手続き** → **不動産を管轄する法務局**
 ※ 豊平区所在の不動産の場合
札幌法務局南出張所
 豊平区平岸 1-22・TEL 824-7411
※ 不動産登記をしていない家屋を持っていた方は、不動産の所在する区を管轄する市税事務所の固定資産税課にお問い合わせください。
- 市・道民税を納めていた方 → **納税義務継承の手続き** → **南部市税事務所 市民税課**
 豊平区平岸 5-8・TEL 824-3914
※ 国税に関するご相談は札幌南税務署（豊平区月寒東 1-5・TEL 555-3900）へお問い合わせください。

自動車やバイクに関すること

- 運転免許をお持ちだった方 → **運転免許証の返還** → **豊平警察署**
 豊平区豊平 7-13・TEL 813-0110
 または市内各警察署・札幌運転免許試験場（手稲区曙 5-4）
- 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車をお持ちだった方 → **相続** → **中央市税事務所 諸税課**
 中央区北 2 東 4・TEL 211-3076

- 125cc 超～250cc のバイクをお持ちだった方 → 相続 → 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 札幌事務所
 北区新川 5-20 ・ TEL 768-3955
 ※ 2019年7月1日以降は札幌運輸支局 (東区北28東1・TEL 050-5540-2001)へ。
- 250cc 超のバイク・普通自動車をお持ちだった方 → 相続 → 札幌運輸支局
 東区北 28 東 1 ・ TEL 050-5540-2001
- 軽自動車をお持ちだった方 → 相続 → 軽自動車検査協会 札幌主管事務所
 北区新川 5-20 ・ TEL 050-3816-1763

※ バイク・軽自動車に係る軽自動車税は、中央市税事務所 (TEL 211-3076)、普通自動車の自動車税に関する手続きは、札幌道税事務所自動車税部 (北区北 22 西 2 ・ TEL 746-1197) へ。

市営墓地のこと

- 市営墓地の使用権をお持ちだった方 → 権利移転の手続き → 札幌市保健所 生活環境課
 中央区大通西 19 ・ TEL 616-2855
 ※ 納骨する場合も納骨の手続きが必要になります。

遺言状、相続放棄のこと

- 遺言状・相続放棄のこと → 遺言状の検認や相続放棄の手続き → 札幌家庭裁判所 家事受付・手続案内センター
 中央区大通西 12 ・ TEL 350-4294

その他のこと

- 農地のこと → 相続により取得した場合の手続き → 札幌市農業委員会事務局
 中央区北 1 西 2 ・ TEL 211-3636
- 電気・ガス・電話のこと → 氏名変更・継承 → ご加入の事業者にご確認ください。
- 水道のこと → 氏名変更・継承 → 水道局電話受付センター
 TEL 211-7770

